

千葉市財政健全化プラン

[平成22年度～25年度]

(中間見直し)

平成24年3月

千葉市

目 次

I	財政健全化プランについて	1
II	本市財政の現状と課題	3
III	財政収支見通し	9
IV	財政健全化の対策（取組項目と数値目標）	10
V	将来にわたり自立し持続可能な都市となるために	23

I 財政健全化プランについて

1 本プラン策定の趣旨（平成22年3月）

平成4年の政令市移行を契機として、都市基盤の整備に積極的に取り組むため、税収を大きく超える予算を組み続けてきた結果、市債残高は増加し、基金が枯渇するなど財政の硬直化を招くとともに、市債の償還がピークを迎えている中で、景気の急激な悪化に伴う市税収入の大幅な減少などが重なったため、多額の収支不足が見込まれました。

この収支不足に対し、これまでのように市債や基金からの借入に過度に依存した財政運営を続けると、財政の健全化判断比率である実質公債費比率が、平成24年度には早期健全化基準の25%を超える可能性があるなど、危機的な状況に直面しました。

このような背景から、平成21年10月、この財政危機を乗り越え、安定した収支バランスを確保するためには、市民と市が協力して取り組む必要があることを「脱・財政危機宣言」として発するとともに、最も厳しい数年間を乗り越え、財政危機を脱するため、「財政健全化プラン」を策定し、全庁一丸となって取り組むこととしました。

※本プランは、計画期間内の取組項目や、達成すべき数値目標を設定し、その達成状況については、毎年度公表することとしています。また、本プラン策定後において見直すべき点は見直し、新たな取組みについても積極的に取り入れ、財政健全化の早期実現に向け努力します。

2 本プランの中間見直し（平成24年3月）

本プラン（平成22年度～25年度）は、平成24年3月末に前半の2年間が経過します。

初年度である平成22年度は、財政健全化に向けた様々な取組みを行った結果、当初の本プラン（平成22年3月策定）で見込まれていた収支不足を解消するとともに、市債発行を抑制するなど、全体としては健全化に向けた効果が得られたと考えています。

しかしながら、今後も市税収入は大きな伸びを見込めない中で、引き続き生活保護費をはじめとする扶助費等の増加が見込まれることから、平成24年度の予算編成時（平成23年10月）の財政収支見通しでは、平成24年度及び平成25年度ともに引き続き多額の収支不足が見込まれました。また、市債残高や実質公債費比率などの財政の健全化を判断する指標についても、依然として高い水準にあり、厳しい財政状況は続いています。

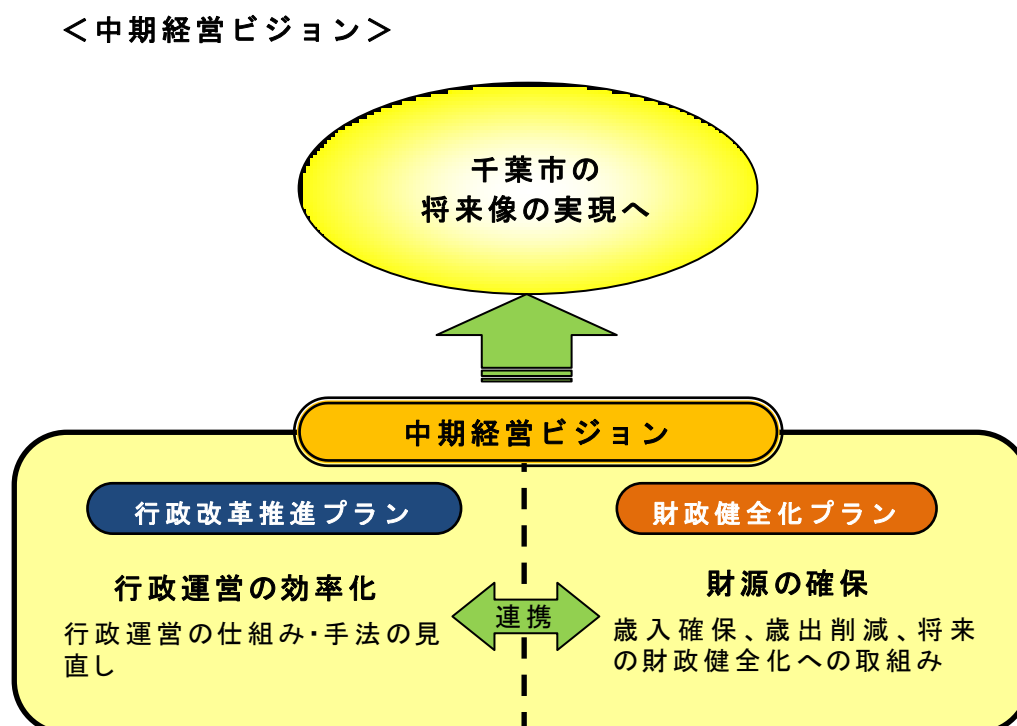
そこで、新たな財政収支見通しやこれまでの取組結果を踏まえ、本プランを見直すこととし、新たな取組みや既存の項目をより強化する取組みを加えるとともに、数値目標の変更を行うこととしました。

3 本プランの位置付け

「財政健全化プラン」は、現在の財政危機の状況から脱するため、財政健全化への取り組みを示し、今後の財政運営の指針となるものです。

行政運営の仕組みや手法などを見直す行政改革のための基本的な方針となる「行政改革推進プラン」と本プランを一体的に推進することで、本市の将来像の実現に向けた財源を確保するとともに、行政運営の効率化を図ります。

【図表 1】 財政健全化プランの位置付け



4 本プランの計画期間

平成22年度から平成25年度までの4年間とします。

5 本プランの推進

本プランの推進にあたっては、取り組みの主体となる各局・区役所等が共通の認識に立ち、全庁一丸となって、財政健全化への取り組みを進めます。

また、本プランの実施状況や成果については、外部委員による第三者評価を適宜実施します。

なお、本プランの推進は、行政内部のみで成し得るものではなく、議会や市民の皆様のご理解とご協力が必要です。そのため、よりわかりやすい情報、より多くの情報をご提供できるよう、情報公開をこれまで以上に積極的に行います。

Ⅱ 本市財政の現状と課題

※以下、平成22年3月に策定した当初のプランを「当初プラン」、今回の見直しを反映したプランを「見直し後プラン」と表記します。

《これまでの取組結果》

平成22年度は、財政健全化に向けた様々な取組みを行った結果、当初プラン策定時（平成22年3月）に見込まれていた267億円の収支不足を解消し、形式収支は10億円のプラスとなり、全体としては取組みの効果が得られたと考えています。

しかしながら、市税、国民健康保険料の徴収率など目安・計画を下回った項目があり、また市債残高や健全化判断比率（P7参照）も、他の政令市と比較して高い水準にあることから、今後も収支不足の解消や将来に向けた財政健全化に取り組んでいきます。

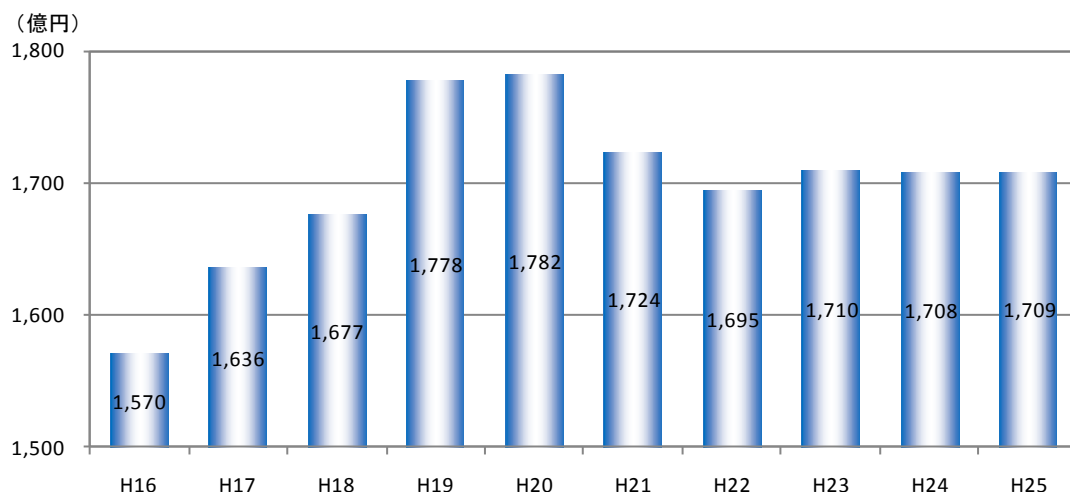
1 市財政の現状と見通し（普通会計※1）

※以下の図表2～7における年度毎の数値は、H22までは決算額、H23及びH24は当初予算額（ただし、図表3のH23のみ6月補正後の予算額）、H25以降は推計値です。

（1）今後も大きな伸びを見込めない市税収入

市税収入は、平成17年度以降増加傾向にあり、また、税源移譲に伴い平成19年度に大きく伸びていますが、平成21年度以降は、急激な景気の悪化に伴い減収となっており、今後も大きな伸びを見込めない状況です。

【図表2】 市税収入の推移



※1 普通会計 地方公共団体間の財政指標の比較をしやすくするために設けられた統一的な会計区分。本市では、一般会計に市街地再開発事業特別会計、都市計画土地区画整理事業特別会計などを加えたもの。

（２）これまでの都市基盤整備に伴う財政負担

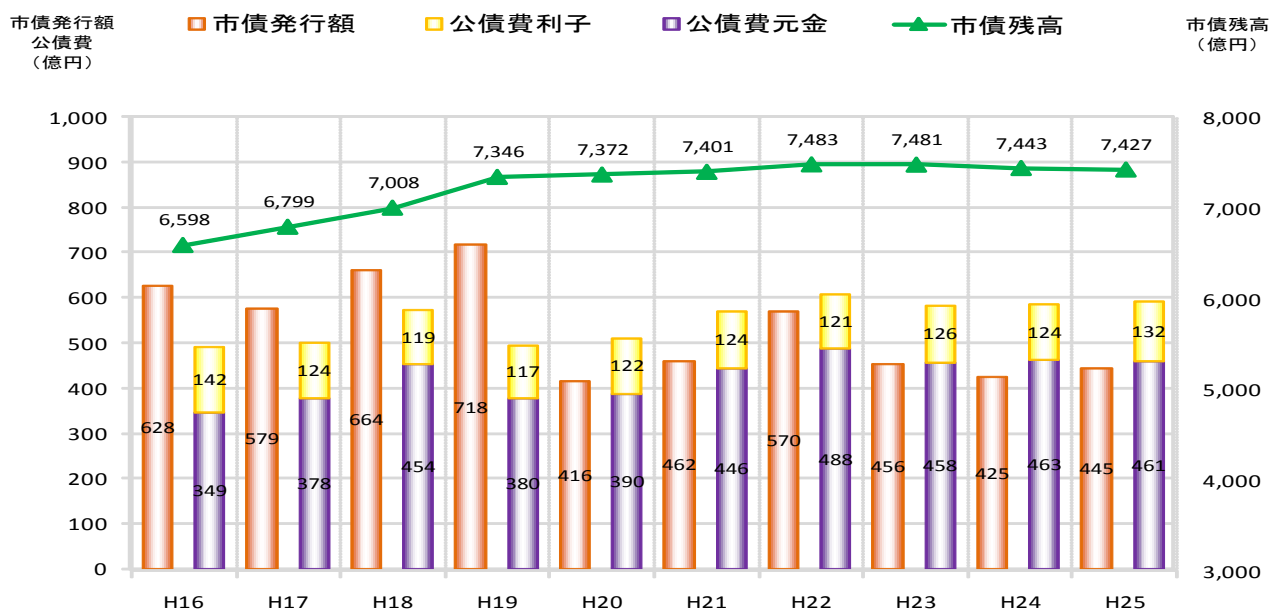
本市では平成４年の政令市移行を契機に、都市基盤整備を積極的に推進※^１してきましたが、その際の市債発行や債務負担行為※^２に伴う償還が、大きな負担となっています。

① 公債費

これまでに発行した市債の元利償還金である公債費は、平成２２年度に６００億円を超え、その後も高止まりする見込みです。

しかしながら、市債残高については、都市基盤整備が一段落したこと、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）の施行により、公債費等の負担の基準が示されたことから、本市は財政健全化へ舵を切り、平成２０年度以降の市債発行額を大幅に減少させたため、今後は減少していく見込みです。

【図表３】 市債発行額、公債費及び市債残高の推移



(注)・H22の市債発行額は、土地開発公社の解散に伴い、第３セクター等改革推進債（125億円）を発行したため、多くなっています。

・H24の市債発行額は、H23年度２月補正への前倒し分を含みます。

② 債務負担行為（建設事業分）

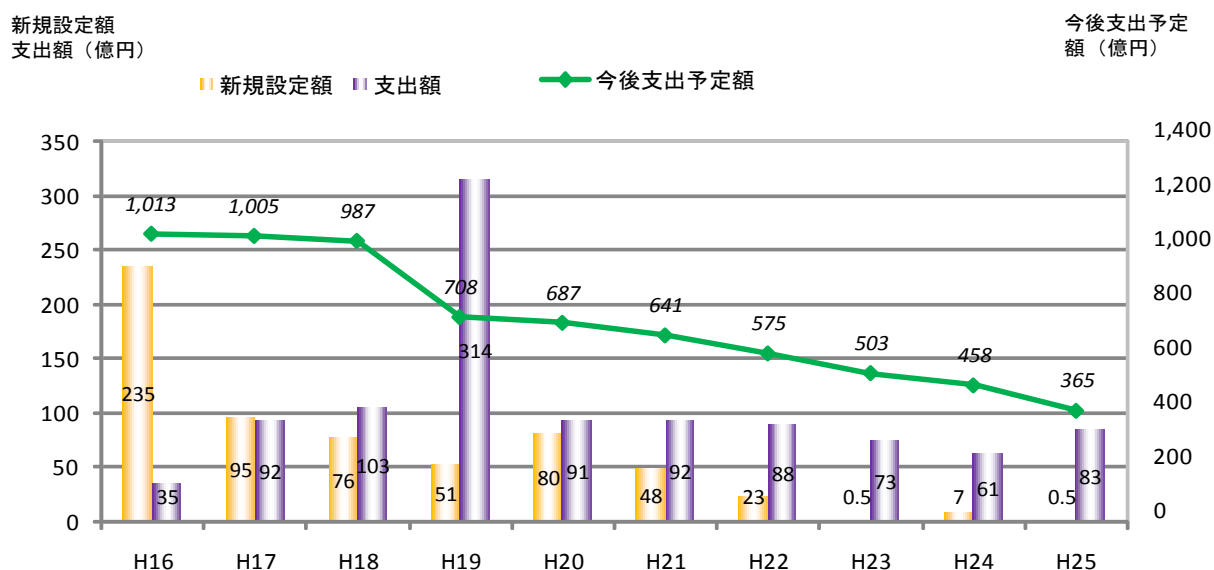
公共施設の計画的な整備にあたり、多額の債務負担行為を設定してきたため、これに伴う支出が公債費と同様に大きな負担となっています。

ただし、近年は財政健全化の取組みにより債務負担行為の設定額を抑制し、平成２３年度から(財)都市整備公社に対する債務負担行為の設定を行わないこととしました。

※１（参考）下水道普及率：H4 69.4% → H22 97.2% 道路延長：H4 2,857km → H22 3,338km

※２ 債務負担行為 将来の支出を議会が事前に承認して、長期にわたる契約を可能とする制度。

【図表 4】 債務負担行為（建設事業分）の推移

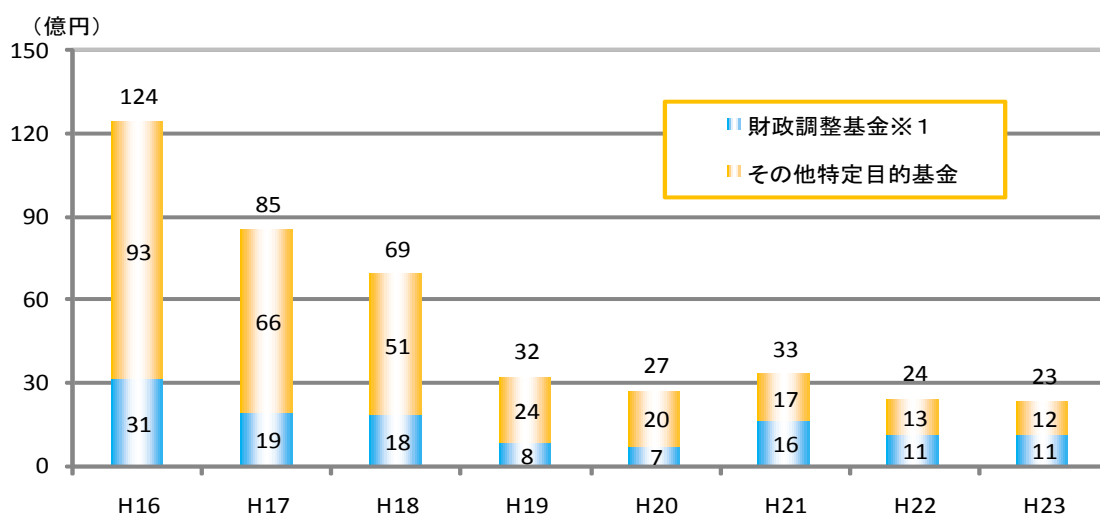


(注) ・通常の建設事業費以外のもの（施設の管理運営費など）は除いています。
 ・H19の支出額は、きぼーる施設整備に伴うものです。

(3) 枯渇する基金

市債・債務負担行為以外の財源対策として、基金の取り崩しを行ってきたため、基金残高は急速に減少しており、多額の基金の取り崩しを行うことが不可能な状況です。
 また、平成15年度から、財源不足を補てんするため、基金の本来の目的を損なわない範囲で、基金からの借入を継続的に実施しており、その結果、借入残高が増加しています。

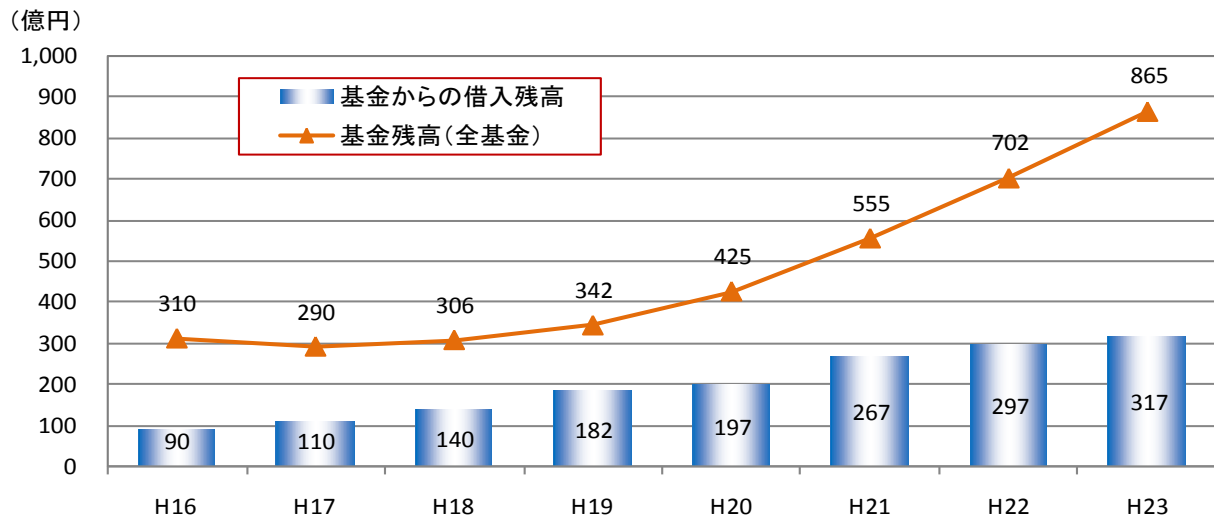
【図表 5】 基金残高の推移



(注) ・市債管理基金のうち満期一括償還分は、将来の公債費の償還財源となるため、基金残高から除いています。
 ・一般会計が基金から借入れている額は、各基金の残高から除いています。

※1 財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

【図表 6】 基金からの借入残高の推移

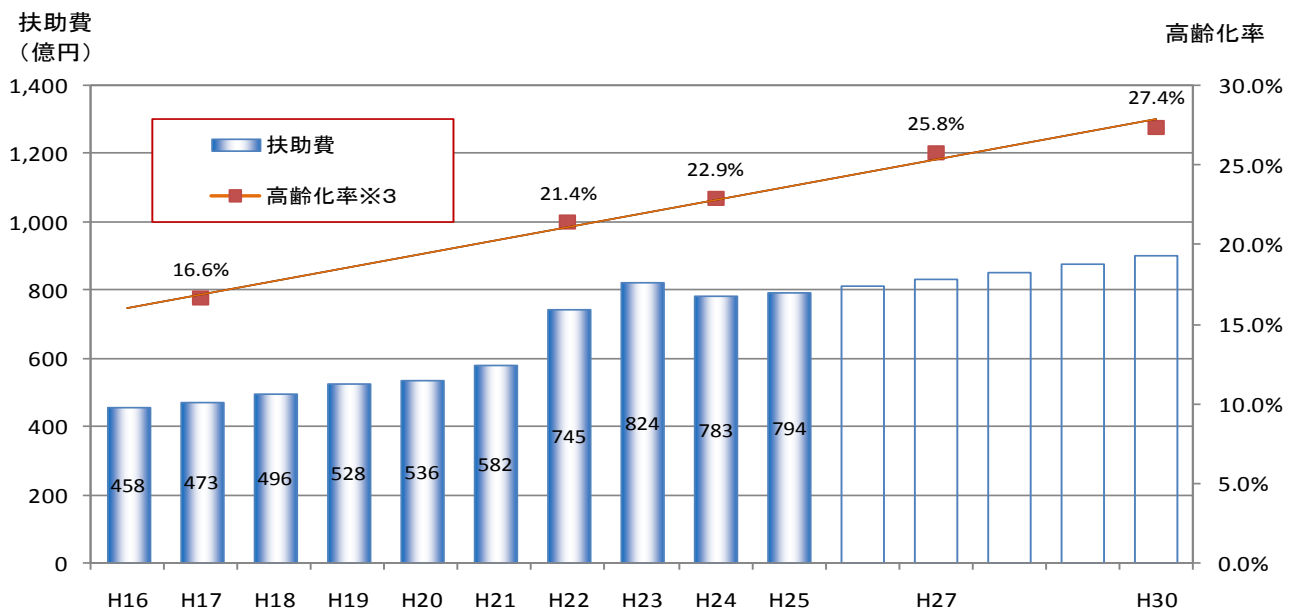


(注) 基金残高(全基金)は、一般会計が基金から借入している額を含みます。

(4) 今後も増加し続ける扶助費※¹

超高齢社会※²への移行、雇用情勢の悪化等に伴い、生活保護費等に要する扶助費は増加し続けており、今後も社会構造の変化や高齢者人口の伸びなどにより、増加していくものと見込まれます。

【図表 7】 扶助費の推移



(注) H22 と H23 における扶助費の急激な伸びは、子ども手当の支給によるものです。

※¹ 扶助費 社会保障制度の一環として地方公共団体が法令に基づいて支給する生活保護費等のほか、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

※² 超高齢社会 人口に占める65歳以上人口の割合が21%を超えている社会。

※³ 高齢化率 人口に占める65歳以上人口の割合。

(5) 他政令市との比較

① 市民1人あたりの市債残高と債務負担行為支出予定額

市民1人あたりの市債残高と債務負担行為支出予定額は、他の政令市に比べ多い状況です。

【図表8】 市債残高と債務負担行為支出予定額（平成22年度決算）

(千円)

区 分	千葉市	政令市中順位	政令市平均
市債残高 (市民1人あたり)	799	15位／19市	676
債務負担行為今後支出予定額 (市民1人あたり)	147	18位／19市	66

(注) 政令市平均は、千葉市を除いている。

② 健全化判断比率^{※1}の状況

実質公債費比率^{※2}と将来負担比率^{※3}は、他の政令市と比較して、いずれも非常に高く、今後も更なる債務残高の抑制に努める必要があります。

また、国民健康保険事業の赤字の累増に伴い、平成21年度から連結実質赤字比率^{※4}が発生しています。

なお、健全化判断比率のうち、実質赤字比率^{※5}は発生していません。

【図表9】 健全化判断比率の状況（平成22年度決算）

(%)

区 分	千葉市	政令市中順位	政令市平均	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	21.4	19位／19市	11.8	25.0	35.0
将来負担比率	285.3	19位／19市	147.0	400.0	
連結実質赤字比率	2.87	19位／19市	—	16.25	35.0

(注) 政令市平均は、千葉市を除いている。

※1 健全化判断比率 地方公共団体の財政の健全度を示す「実質公債費比率」「将来負担比率」「連結実質赤字比率」「実質赤字比率」の4指標をいう。財政健全化法に定められている指標で、4指標とも数値が高いほど財政状況は悪いとされる。

※2 実質公債費比率 地方公共団体が借金返済に充てている額が、標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

※3 将来負担比率 公社や第三セクターなども加えた連結ベースで、地方公共団体が将来的に負担する可能性のある借金の総額が、1年間の標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

※4 連結実質赤字比率 公営事業を含む全会計の赤字額の合計が、標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

※5 実質赤字比率 病院や下水道といった公営事業会計を除く全ての会計の赤字額の合計が、標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

○早期健全化基準・財政再生基準とは？

健全化判断比率が早期健全化基準（実質公債費比率 25 % 等）以上になると、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、早期健全化団体となります。

また同比率が財政再生基準（実質公債費比率 35 % 等）以上になると、財政再生団体となります。

○早期健全化団体・財政再生団体になるとどうなるか？

早期健全化団体になると、健全化判断比率の改善方策や事務事業の見直し等を盛り込んだ財政健全化計画の策定が義務付けられます。また、財政再生団体になると、財政再生計画の策定が義務付けられます。財政健全化計画等の策定には、議会の同意が必要（財政再生計画は総務大臣の同意も必要）となり、策定後も進捗管理のため、毎年度、実施状況を議会に報告し、公表することとなります。

早期健全化団体等になると、本市のイメージダウンは避けられず、長期にわたって、人口流出や企業誘致に対する悪影響が生じることが危惧されます。

Ⅲ 財政収支見通し

平成２２年度の予算編成時（平成２１年１０月）の財政収支見通しでは、平成２２年度から平成２５年度までの４年間で１，３２２億円の収支不足が見込まれていました。

そのため、当初プランを策定し、平成２２年度から財政健全化に向けて様々な取り組みを行ったほか、地方交付税が増額となったことなどから、平成２２年度の形式収支は１０億円のプラスとなり、全体としては財政健全化に向けた効果が得られました。

しかしながら、今後も市税収入の大きな伸びを見込めない中で、生活保護費等の扶助費の増加が引き続き見込まれることから、平成２４年度の予算編成時（平成２３年１０月）の財政収支見通しでは、引き続き収支不足が、平成２４年度に１１２億円（「Ⅳ 財政健全化の対策」に取り組むことや、地方交付税の増額を見込むことにより解消）、平成２５年度に１０８億円見込まれました。

なお、具体的な取組みは、次頁以降に記載しています。

【図表１０】 財政収支見通し（普通会計）

（百万円）

当初プランの収支見通し(H21年10月時点)				
<歳入>				
区 分	H22	H23	H24	H25
市税	167,912	168,110	166,754	168,550
譲与税・交付金	20,657	20,816	21,004	20,242
地方交付税	450	450	450	450
国庫支出金	32,387	34,394	35,138	36,699
市債	39,100	39,000	40,100	39,600
その他	58,989	58,024	57,621	58,079
計	319,495	320,794	321,067	323,620

<歳出>				
区 分	H22	H23	H24	H25
人件費	60,783	60,727	60,148	60,806
公債費	60,870	60,191	61,451	61,419
扶助費	57,211	58,919	60,404	62,209
投資的経費	38,316	41,572	38,327	40,855
その他	129,035	130,735	135,235	137,918
計	346,215	352,144	355,565	363,207

収支差	△ 26,720	△ 31,350	△ 34,498	△ 39,587
-----	----------	----------	----------	----------

H22～H25合計

△ 132,155

見直し後プランの収支見通し			
<歳入>			
H22決算	H23当初予算	H24当初予算	※1 H25見通し
169,515	171,000	170,800	170,900
20,428	20,381	19,758	18,600
5,026	6,000	9,600	9,400
※2 50,959	※2 54,528	※2 47,788	※2 52,600
※3 57,011	37,892	38,759	44,500
68,627	71,116	81,796	63,800
371,566	360,917	368,501	359,800

<歳出>			
H22決算	H23当初予算	H24当初予算	※1 H25見通し
57,978	59,156	57,626	58,800
60,958	58,407	58,745	59,300
※2 74,479	※2 82,399	※2 78,290	※2 79,400
36,657	30,537	30,225	35,100
140,501	130,418	143,615	138,000
370,573	360,917	368,501	370,600

993	0	0	△ 10,800
-----	---	---	----------

収支不足は解消

収支不足見込額

※1 H25はH23年10月時点の見通し

（前提条件はP23参照）

※2 H22以降の国庫支出金・扶助費の増は子ども手当の支給や生活保護費等によるもの。

※3 土地開発公社の解散に伴う第三セクター等改革推進債等によるもの。

IV 財政健全化の対策（取組項目と数値目標）

※以下、「新規」は新たにプランに位置付ける取組み、「強化」は当初プランに位置付けた取組みを強化するものを指します。

1 歳入確保対策

財政の自立性を高め、市民サービスを安定的に提供できるよう、自主財源※¹の確保に向け積極的に取り組みます。

（１）市税等の歳入確保

ア 市税等の徴収対策（強化）

市税や公共料金等については、公平性、公正性の観点からも徴収率の向上を図り、歳入確保に取り組みます。

特に、市税、国民健康保険料、保育料、住宅使用料及び下水道使用料については、差押え等の徴収対策を強化するとともに、目標を定めて徴収率の向上に取り組みます。

市税については、法人関係税に係る課税客体の把握を強化するとともに、滞納整理に係る新システムを導入（平成２４年７月予定）して効率的な滞納整理を促進し、税収確保を図ります。

また、国民健康保険事業については、「国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプラン※²」（平成２４年３月策定）（以下「国保アクションプラン」という。）に基づき、特別徴収員の増員による訪問徴収の強化等の取組みを行います。

イ 適正な債権管理（新規）

財政健全化と市民負担の公平性を確保するため、「債権管理に関する基本方針※³」（平成２４年１月策定）及び「債権管理条例」（平成２４年４月制定）により、適正な債権管理の推進と滞納額の縮減に向け全庁横断的に取り組みます。

ウ 税源の涵養（強化）

市内企業の増加を図り、法人関連の税収基盤を強化するため、補助要件の緩和等により企業立地補助制度を拡充し、国内外の企業誘致を積極的に推進します。

また、インキュベート※⁴施設を増設し、ベンチャー企業に対する資金・経営・人材の各種支援を強化するなど、創業しやすい環境を整えることにより、市内企業数の増加による更なる税源の涵養を図ります。

※1 自主財源 地方公共団体が自主的に収入することができる財源。地方税、使用料、財産収入などがある。国や県の補助金、地方債などは依存財源という。

※2 国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプラン 単年度収支改善のための取組項目等を示したもの。

※3 千葉市債権管理に関する基本方針 債権管理に関する考え方や具体的な方針を示したもの。

※4 インキュベート 地方自治体などが、新企業に経営技術・人材などを提供し、育成すること。

《見直し後プランの数値目標》

○ 平成25年度における徴収率

・ 市税徴収率	94.5%	(当初プラン	94.5%)
・ 国民健康保険料徴収率	72.2%	(当初プラン	74.5%)
・ 保育料徴収率	94.8%	(当初プラン	94.8%)
・ 住宅使用料徴収率	83.0%	(当初プラン	84.0%)
・ 下水道使用料徴収率	95.0%	(当初プラン	94.2%)

(参考) 徴収率の推移

年度	H20決算		H22決算	H23予算	H24	H25
市税	92.0%		92.7%	93.2%	93.6%	94.5%
国保	71.4%		68.8%	73.1%	71.5%	72.2%
保育	92.6%		93.7%	94.5%	94.7%	94.8%
住宅	76.8%		78.3%	81.0%	79.6%	83.0%
下水道	93.9%		94.3%	94.2%	94.7%	95.0%

※H24の徴収率は、H25の目標徴収率を達成するための目安です。

※数値目標を変更した項目の考え方は、P20・21に記載しています。

(2) 公共料金の改定及び設定

使用料等の公共料金については、受益に応じた公平で適正な負担となるよう「公共施設使用料等設定基準」などに基づき見直しを行います。

ア 既存料金の改定（強化）

受益者負担の適正化や事業の安定的な継続のため、特に、長期間改定されていない料金や、定期的に見直すこととしている料金を中心に改定を行います。

【平成24年度】国民健康保険料、子どもルーム利用料金など

イ 無料施設の有料化や新規施設の料金設定（強化）

特定の受益がありながら、無料で利用されている施設については、必要に応じて他の有料施設と同様に、受益に応じた負担となるよう有料化を図ります。また、新たに開設する施設の使用料については、周辺の類似施設との均衡を考慮しながら適切に設定します。

【平成24年度】墓地管理料など

(3) その他の自主財源の確保

ア 広告料収入の更なる確保（強化）

市ホームページや広報印刷物などへの広告を引き続き募集するとともに、公共施設へのネーミングライツ（命名権）を引き続き検討するほか、市庁舎の玄関ホール・エレベータ内面等の新たな広告媒体の掘り起こしや広告募集方法の改善など、広告料収入の更なる確保に向けた取組みを行います。

イ 市有資産の効果的な活用（強化）

「資産経営基本方針」（平成24年1月策定）に基づき、市有資産の効率的な利用を進めるとともに、余剰となった資産の売却・貸付等を推進します。

なお、市有地を売却することは、土地売却収入はもとより、固定資産税をはじめとする継続的な市税の確保にもつながるため、未利用市有地の処分の更なる推進や、公募処分における募集方法の改善（ネットオークションの導入）等の取組みを行います。

ウ 寄附金の受入れ拡大（新規）

現在、基本的にはマリン基金など限られた基金により受け入れている寄附金について、多様なメニューを分かりやすく提示することで寄附の機運を高め、寄附金収入の確保を図ります。

【平成24年度】

こどもや教育、スポーツなど多様な寄附メニューの設定及び市ホームページ等による募集・広報の充実

エ 債券運用の実施（新規）

市債管理基金に積み立てられた現金について、従来の預金による運用から、地方債等の安全性が高く、より利回りの高い債券による運用を実施します。

2 歳出削減対策

(1) 人件費の削減

市民サービスが低下しないよう配慮しながら、効率的な行政を目指し、義務的経費である職員給与費等の人件費を削減します。

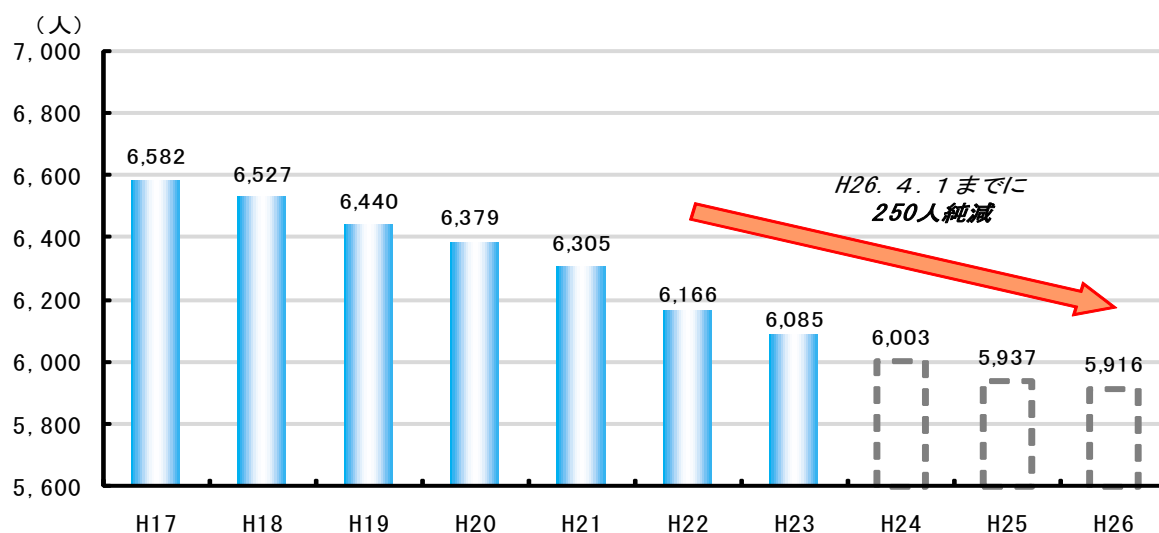
ア 定員の見直し（強化）

事務事業の見直し、民間機能や非常勤職員の活用などにより、定員を見直します。また、新たな行政ニーズに対しては、単に職員を増やすことなく、極力、組織や職員配置の見直しにより対応します。

職員数については、平成17年4月1日から22年同日までに普通会計職員416人の純減を達成し、新たに平成22年4月1日から26年同日までに250人純減させる定員適正化計画を策定し、定員の更なる見直しを行っています。

【図表11】 定員適正化計画（H22.4.1～H26.4.1）

計画期間内に、事業の整理合理化などにより、普通会計職員を250人純減



(注) 職員数は、各年度4月1日の普通会計職員数。

イ 給与等の抑制

厳しい財政状況を踏まえ、特別職・一般職とも一定期間給料や退職手当等を減額します。また、時間外勤務についても縮減を図り、手当を抑制します。

(2) 市単独扶助費※1の見直し

市が単独で行う扶助制度については、国・県の制度変更に対応するとともに、適切なサービス水準であるか、将来にわたって継続すべきかなどの観点から制度の見直しや廃止を行います。

※1 市単独扶助費 扶助費(P6 参照)のうち、国の補助制度にない施策や国の補助制度に上乗せする施策を市が単独で行うもの。

（３）補助金の削減

補助金の中には、団体を運営するための補助金等があることから、その意義や効果を検証し、恒常的な補助金の縮小・廃止等の見直しを行います。

ただし、税源の涵養を図るために実施している中小企業資金融資利子補給金及び企業立地促進事業補助金は対象外とします。

《数値目標》

○ 補助金の削減

平成２５年度までに、平成２１年度の恒常的な補助金（中小企業資金融資利子補給金及び企業立地促進事業補助金を除く）を１０％以上削減します。

（４）事務事業の見直し

既存事業の必要性・緊急性等を更に精査するとともに、執行方法の工夫などにより、更なる事務事業の見直しを行います。

ア 事務事業の見直し

事務事業評価※^１の活用などにより事務事業を見直すほか、次のような基本的な考え方により事業の縮小・廃止を行います。

- ①必要性が低下したり、他事業での対応が可能など、効果が薄れている事業
- ②数年間休止しても市民生活に大きな影響を与えないと考えられる事業
- ③他政令市や近隣市での実施が少ない事業

イ 予算編成におけるシーリング（見積制限）など

経常的経費を削減するため、予算編成時にシーリング（見積制限）を課すほか、各局の経費削減努力に対しては、その効果額の一定割合を見積に加算する（インセンティブ予算）など、各局主体の創意工夫により、経費の節減を図ります。

ウ その他の見直し

平成２４年度からの第１次実施計画事業やその他の事業についても、予算編成過程や執行段階において徹底した事業費の縮減を図ります。

※１ 事務事業評価 有効性・効率性等の視点から個々の事務事業を客観的に評価し、事務事業の選択、重点化を図る制度。

（５）その他の歳出削減

ア 生活保護費の適正化（新規）

今後とも増加が見込まれる生活保護費について、ハローワークとの協働による就労相談窓口の設置、就労支援相談員の増員等による被保護者に対する自立支援の強化、電子レセプト活用によるジェネリック医薬品の利用促進や課税調査の徹底による不正受給の防止等により適正化を図ります。

イ 民間機能の活用（強化）

公・民の適切な役割分担や事業の効率性の観点から、PFI^{※１}や指定管理者制度^{※２}などを積極的に活用するとともに、事業の委託化を進めます。なお、平成２３年度から、新港清掃工場において民間事業者による長期責任型運営維持管理を行い、経費の節減を図っています。

【平成２４年度】粗大ごみ収集運搬業務の民間委託化（中央区・美浜区）

【平成２５年度】新内陸最終処分場等における運営維持管理の民間委託化

ウ 公共施設の管理運営の合理化（強化）

公共施設については、将来的な市民ニーズを踏まえ、異なる用途の共同利用による施設の複合化や複数の施設の集約化など、効率的な利用を進めます。

また、施設の長寿命化とライフサイクルコスト^{※３}の最適化に向けた取組みを推進します。

【平成２４年度～】真砂地区小学校跡施設の活用に向けた取組み

エ 市債の利払い負担の軽減（新規）

市債の借入れにあたっては、利払い負担をできる限り軽減するため、金利の動向等を考慮し、借入期間や借入方法を決定しています。特に、平成２３年度からは、入札方式の導入や利率決定方法を国債の利率に連動させる取組みを実施しています。

また、国において平成２４年度まで制度化されている公的資金補償金免除繰上償還^{※４}を積極的に活用すること等により、利払い負担の軽減を図ります。

【平成２２年度～２４年度】公的資金補償金免除繰上償還を活用

利払い負担軽減見込額 ３８億円（うち普通会計分３７百万円）

うち、平成２４年度軽減見込額 ５億円（うち普通会計分 ６百万円）

平成２５年度軽減見込額 ７億円（うち普通会計分１１百万円）

※１ PFI(Private Finance Initiative) 公共施設等の建設・維持管理等について、民間の資金、経営能力を活用することで効率的に公共サービスを提供する手法。

※２ 指定管理者制度 公の施設の管理・運営を民間事業者等に委託し、そのノウハウを活用することで効率的に公共サービスを提供する制度。

※３ ライフサイクルコスト 施設の建設から解体処分までの期間に要する建設費、光熱水費、修繕費などの全ての費用。

※４ 公的資金補償金免除繰上償還 過去に国等から高金利で借り入れた市債について、補償金を支払うことなく、当初の返済期限よりも前倒しで一括返済し、低金利で借換えることにより、公債費負担の軽減を図る制度。

オ 公営企業等の経営健全化（強化）

各会計における収入の増加、経費の削減により、経営を健全化することで、一般会計からの繰出金を削減します。

特に、病院事業については、病院経営の自立性を高めるため、平成２３年４月に地方公営企業法の全部適用※^１とし、新たに病院事業管理者を任命しました。また、「新千葉市立病院改革プラン※^２」（平成２４年２月策定）に基づいて、診療分野の重点化や医療の質の向上による医業収益の拡大等、より一層の経営改革を行います。

また、国民健康保険事業について、「国保アクションプラン」に基づき、ジェネリック医薬品の利用促進、特定健康診査・特定保健指導の充実など、医療給付費の削減に向けた取組みを行います。

カ 外郭団体改革の推進

外郭団体については、「外郭団体経営見直し指針」（平成２２年３月改定）に基づき、合併や解散による３団体の廃止のほか、市から派遣している職員の原則引揚げを行っています。

さらに、存続する外郭団体については、その存在意義や役割を再確認し、公共性や効率性の観点から引き続きあり方を見直すとともに、徹底した経営改善による財政的自立を求め、市からの補助金を削減します。

※１ 地方公営企業法の全部適用 地方公営企業である自治体病院は、地方公営企業法の全てを適用することで、事業管理者の経営責任を明確にし、より柔軟な経営を行うことが可能となる。

※２ 新千葉市立病院改革プラン 市民が必要とする安全・安心な医療を提供するとともに、健全な病院経営を確立し持続発展していくための基本方針を示したものの。

3 将来に向けた財政健全化への取組み

(1) 市債発行の抑制による市債残高の圧縮（強化）

建設事業の厳選等により、原則として市債発行額を元金償還額の範囲内に抑制し、市債残高の圧縮を図ります。

《数値目標》

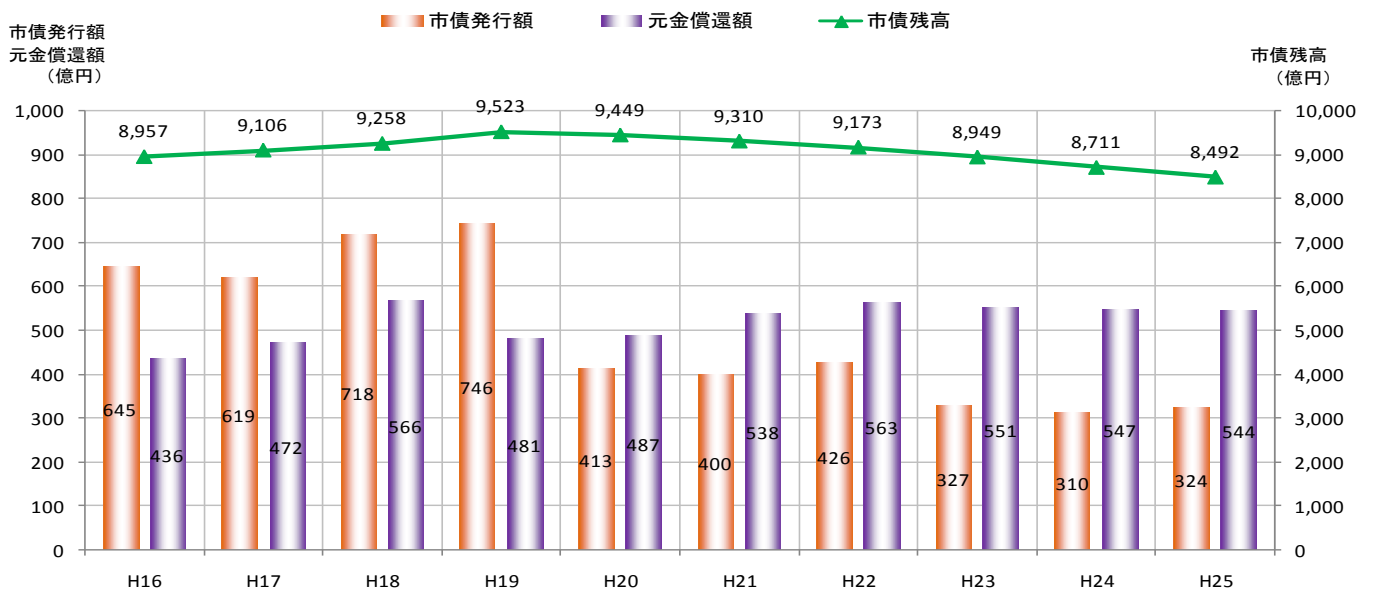
○ 市債発行の抑制

建設事業債（普通会計）の発行を各年度１９０億円以内（当初プラン ２１０億円以内）に抑制します。

○ 市債残高の圧縮

平成２１年度を基準として、平成２５年度までに、建設事業債等※¹の残高（全会計）を８００億円以上圧縮します。

【図表 1 2】 建設事業債等の発行額・元金償還額・市債残高の推移



(注) 全会計ベース

(2) 債務負担行為設定の抑制（強化）

市債と同様、将来負担を抑制する観点から、活用事業を厳選し債務負担行為設定の抑制を図ります。なお、平成２３年度から(財)都市整備公社に対する債務負担行為の設定を行わないこととしました。

(3) 基金の適切な活用

市の貯金にあたる基金は、計画的な財政運営を行うための貴重な財源であることから、基金からの新たな借入を極力抑制し、基金本来の目的を踏まえた適切な活用を行います。また、平成２４年度以降は、借入額を基本的に毎年度２０億円返済していきます。

※1 建設事業債等 国の地方財政対策に応じて市が発行した臨時財政対策債、減収補てん債等を除いた市債

(4) 公共施設の長寿命化計画の策定（新規）

道路、下水道等について長寿命化計画を策定し、施設の予防的な修繕及び計画的な更新に要する経費に対して、国の補助金を有効に活用して実施するとともに、将来的な施設の長寿命化や修繕及び更新に係る費用の縮減を図ります。

(5) 経常収支比率※¹の改善

市税を中心とした歳入確保と事務事業の徹底した見直しによる経費節減等により、経常収支比率の低減を図り、財政の弾力性を向上させます。

《数値目標》

○ 経常収支比率の低減

平成25年度までに、経常収支比率を94.5%以下に低減します。

(6) 健全化判断比率の改善（強化）

ア 実質公債費比率及び将来負担比率

実質公債費比率については、公債費負担適正化計画※²に基づき、市債発行や残高の抑制、利払い負担の軽減に取り組み、早期健全化基準である25.0%を確実に下回るよう、より一層の比率の低減を図ります。

また、将来負担比率についても、市債や債務負担行為の残高の圧縮に努め、比率の低減を図ります。

財政健全化に向けた様々な取組みを行った結果、平成22年度決算における実質公債費比率は、当初プランで想定していた数値を下回り、将来負担比率も大幅に改善するなど、取組みの効果が現れています。【図表13】 【図表14】

しかしながら、この2つの指標は、他の政令市と比べると依然高い水準にあるため、見直し後プランによる取組み等により、今後も比率の改善に努めていきます。

イ 連結実質赤字比率及び実質赤字比率

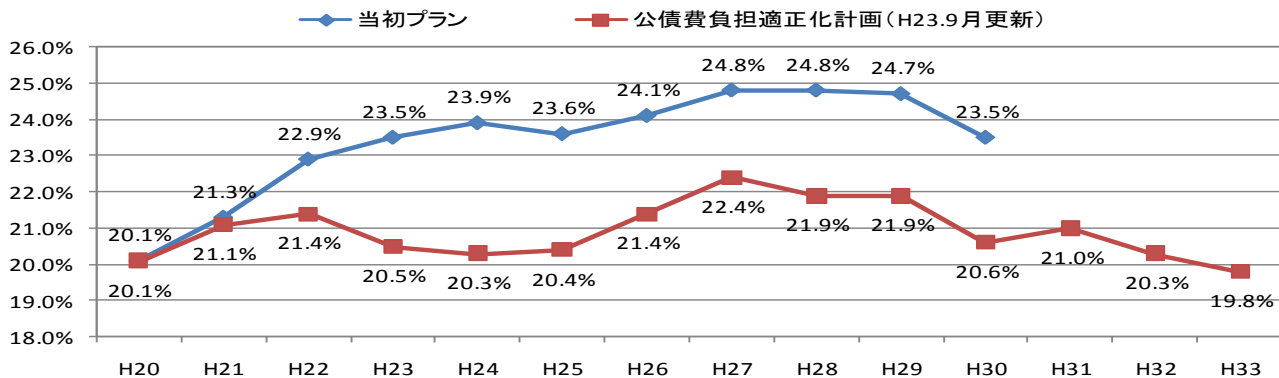
連結実質赤字比率については、国民健康保険事業の赤字の累増により平成21年度から発生していますが、「国保アクションプラン」に基づき、国民健康保険事業の収支改善に努め、できる限り比率を改善していきます。

なお、実質赤字比率については、今後も発生しないよう努めていきます。

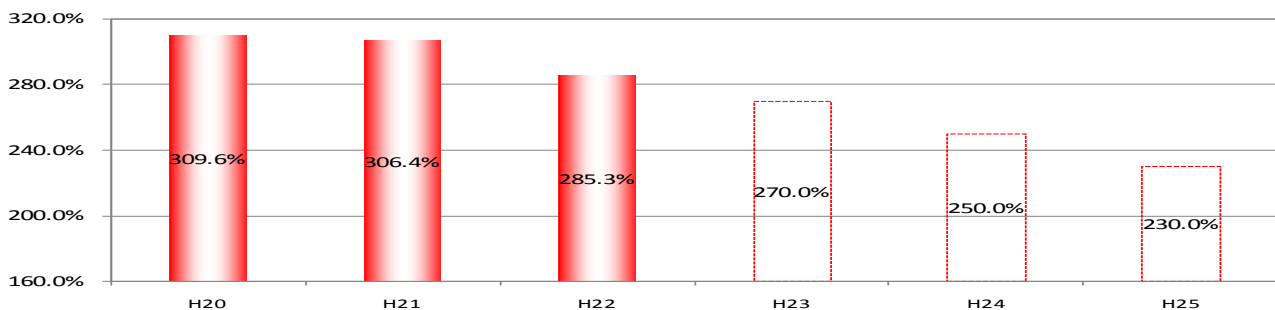
※1 経常収支比率 義務的経費等の経常的な支出が、地方税等の経常的に収入される一般財源に対してどのくらいの割合を占めているかを示す指標。数値が低いほど財政の弾力性が高い。

※2 公債費負担適正化計画 実質公債費比率18%以上の地方公共団体が、総務省から市債の許可を受ける際に策定を義務付けられている計画であり、総務省はこの計画の内容・実施状況を勘案し、市債の発行を許可する。

【図表 1 3】 実質公債費比率の見込み



【図表 1 4】 将来負担比率の見込み



(注) H23 以降の数値は、H22 決算を基に推計したもの。

《数値目標》

○ 実質公債費比率の抑制

各年度において、25.0%を確実に下回ることとします。

(当初プラン 25%未満に抑制)

【参考】平成23年9月に策定した公債費負担適正化計画（計画期間平成23年度～33年度）における最高値は、平成27年度の22.4%

○ 将来負担比率の低減

平成25年度までに、将来負担比率を230.0%以下に低減します。

(当初プラン 270.0%以下に低減)。

(7) 財務書類の有効活用（新規）

企業会計的な手法により作成している財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書^{※1}等）により、減価償却費など現金の支出を伴わないコストを含む正確な行政コストや、資産・負債（ストック）の一覧的な把握が可能となっています。しかしながら、現在の作成方法では、市の財務状況の全体像は把握できるものの、分野別の資産・負債や事業別のコストの把握が困難な状況です。そこで、事業別コストの適正化等に活用できるよう、費用対効果を検証のうえ、新たな財務書類の作成手法の導入を図ります。また、財務書類の固定資産データ等については、資産経営に活用を図っていきます。

※1 行政コスト計算書 人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスの提供のために、地方公共団体が1年間にどのような活動をしたのかについて、コスト面から把握するために作成するもの。

4 数値目標

(1) 数値目標

項目		数値目標 (H25)		参考 (H22年度の状況)
		当初目標	⇒ 見直し後の目標	
徴収率	市税徴収率	94.5%	⇒ 同左	92.7%
	国民健康保険料徴収率	74.5%	⇒ 72.2%	68.8%
	保育料徴収率	94.8%	⇒ 同左	93.7%
	住宅使用料徴収率	84.0%	⇒ 83.0%	78.3%
	下水道使用料徴収率	94.2%	⇒ 95.0%	94.3%
定員の削減【H23に新規設定】		H22年4月1日総定員（普通会計）をH26年4月1日までに250人削減	⇒ 同左	6,085人 (H23/4/1)
補助金の削減 ※中小企業資金融資利子補給金及び企業立地促進事業補助金を除く		H21を基準として、恒常的な補助金を10%以上削減	⇒ 同左	H21に比べ △1.5%
市債発行の抑制		建設事業債（普通会計）を各年度210億円以内に抑制	⇒ 建設事業債（普通会計）を各年度190億円以内に抑制	204億円
市債残高の圧縮		H21を基準として、建設事業債等（全会計）の残高を800億円以上圧縮	⇒ 同左	137億円 圧縮
経常収支比率の低減		94.5%以下に低減	⇒ 同左	97.7%
実質公債費比率の抑制		25%未満に抑制	⇒ 25%を確実に下回る	21.4%
将来負担比率の低減		270%以下に低減	⇒ 230%以下に低減	285.3%

(2) 数値目標を変更した項目の考え方

ア 国民健康保険料徴収率

平成22年度は、現年度分の徴収率が当初プランの目安の87.0%に対し、1.2ポイント下回る85.8%となり、滞納繰越分においても、訪問徴収や滞納処分の強化などに努めたものの、分割納付の不履行などにより前年度からの繰越額が増大し、未収額が増加したことにより、目安の21.0%に対し15.4%と大幅に下回ったため、徴収率全体として目安の72.4%に対し、実績は68.8%になりました。

今後も、滞納繰越分については厳しい状況が見込まれることから、目標徴収率を下方修正し、「国保アクションプラン」に基づき、特別徴収嘱託員の増員等により、引き続き徴収の強化に取り組めます。

イ 住宅使用料徴収率

平成 22 年度は、現年度分の徴収率が当初プランの目安の 95.0% に対し、1.4 ポイント上回る 96.4% となりましたが、滞納繰越分は保証人への催告や法的措置を強化したものの、長引く景気低迷による所得の低下の影響などを受けて、滞納者が無資力又はこれに近い状態にあり、債務を履行できないこと等により、目安の 16.8% に対し 11.0% と大幅に下回ったため、徴収率全体として目安の 79.5% に対し、実績は 78.3% になりました。

今後も、現年度分の徴収率は着実に引き上げていくものの、滞納繰越分については厳しい状況が見込まれることから、目標徴収率を下方修正します。

なお、初期滞納者には、臨戸指導の継続や分納誓約不履行への催告等を行うとともに、長期滞納者には保証人への催告や明渡訴訟の法的措置を図るなど、引き続き徴収の強化に取り組みます。

ウ 下水道使用料徴収率

平成 22 年度は、長期滞納者に対する差押強化等で滞納繰越分の徴収率が上昇し、全体で前年度の 93.9% と比較して 0.4 ポイント増の 94.3% となり、当初プランにおける平成 25 年度目標値を上回る結果となったため、目標徴収率を上方修正し、引き続き徴収対策に努めます。

エ 市債発行の抑制

更なる建設事業の厳選や平成 23 年 3 月の土地開発公社の解散に伴い、土地の買戻しに係る市債を発行する必要がなくなったこと等により、目標を「190 億円以内に抑制」に変更します。

オ 実質公債費比率の抑制

人口の増加等に伴い、比率の算定において分母となる普通交付税や臨時財政対策債が増額になると見込まれることや、市債の利払い負担の軽減等により、一層の比率抑制に努めることとし、目標を「25% を確実に下回る」に変更します。

カ 将来負担比率の低減

平成 22 年度は、建設事業債等の残高の圧縮や債務負担行為支出予定額の減などにより、前年度と比較して 21.1 ポイントの大幅減の 285.3% となり、今後も将来負担の抑制に努めることにより、目標を「230% 以下に低減」に変更します。

5 取組みによる効果

前述の取組みにより、次の効果が見込まれ収支不足は解消される見込みです。

【図表 1 5】 取組みによる効果

I 取組みの効果額		(百万円)	
		H24	H25
1 歳入確保対策分 A		5,175	5,376
(1) 市税等の歳入確保		1,430	1,759
(2) 公共料金の改定及び設定		1,520	1,520
① 公共料金の改定		1,361	1,361
② 公共料金の新設		159	159
(3) その他の自主財源の確保		2,225	2,097
① 広告料収入の確保		3	3
② 市有資産の活用		2,088	1,900
③ 債券運用の実施		134	194
2 歳出削減対策分 B		3,725	5,424
(1) 人件費の削減		683	1,206
① 定員の見直し		619	1,142
② 給与等の抑制		64	64
(2) 市単独扶助費の見直し		15	15
(3) 補助金の削減		165	165
(4) 事務事業の見直し		1,970	2,762
① 事務事業の見直し		17	17
② 予算編成におけるシーリング		1,170	1,170
③ その他の見直し		783	1,575
(5) その他の歳出削減		892	1,276
① 民間機能の活用		134	208
② 公共施設の管理運営の合理化		25	25
③ 市債の利払い負担の軽減		10	11
④ 公営企業等の経営健全化		723	1,032
小計 A+B		8,900	10,800
II その他の財源対策			
		H24	H25
(1) 地方交付税		1,700	0
(2) 臨時財政対策債	※1 △ 400	※1 △ 2,000	
(3) 県単補助金の確保		0	0
(4) 基金からの借入	※2 (2,000)	2,000	
(5) その他		1,000	0
小計		2,300	0
合計 (I + II) a		11,200	10,800
財政収支見通しの収支不足額 b		11,200	10,800
対策後の収支差 (a-b)		0	0

※1 臨時財政対策債は財政収支見通し時よりも減額となる見込みのため△で計上。

※2 H24の基金借入金2,000百万円は財政収支見通しに反映済み。

収支不足は解消

V 将来にわたり自立し持続可能な都市となるために

本市は、真に市民の皆様が必要とする事業を引き続き推進していくとともに、将来にわたり自立し持続可能な都市となることを目指しています。

そのためには、当面の収支不足を解消することのみならず、更なる財政の健全化が不可欠であり、計画的な市債発行の抑制や市債残高の圧縮により、実質公債費比率や将来負担比率などの健全化判断比率の一層の低減に努めていくことが重要です。

例えば、実質公債費比率については、現在、18%以上の団体は、市債の発行に際して国による許可が必要（18%未満であれば市債の発行が原則として自由）とされており、本市は許可団体となっています。この比率は、過去に発行した市債返済の重さを表すため、現在の取組効果が直ちに現われるものではありませんが、将来的には、この基準を下回ることを目指して取り組んでいく必要もあると考えています。また、市全体の将来の財政負担の重さを表す将来負担比率については、政令市最下位からの脱却を目指し、取り組んでまいります。

これからも全庁一丸となって、議会や市民の皆様のご理解とご協力の下、財政の健全化を推進してまいります。

参考 財政収支見通し（P9）の主な前提条件・推計手法

① 基本条件

- 推計時点の税財政制度を前提
- 経済成長率は内閣府発表資料などを参考

② 歳入

- 市税は税込動向を基礎に、経済成長率や納税義務者数、地価動向の見込みを加味して推計
- 市債は建設事業債発行額を190億円／年として推計

③ 歳出

- 人件費は近年の給与改定及び退職見込みを基に推計
- 公債費は既往債及び建設事業債新規発行額190億円／年分の償還額
- 扶助費は現行制度を基に扶助費毎の伸び率や、人口の伸び率等を考慮し推計

④ その他

- 競輪事業収入は1億円／年